

# 多古町 妊産婦タクシー利用料助成事業

妊産婦健康診査等のためにタクシーを利用した際の費用の一部を助成します。

## 対象者

- ・母子手帳の交付を受け、多古町に住民票がある方



## 助成対象経費

次のタクシー利用料(母子手帳の交付を受けた日から該当の子が1歳に達する日までの利用)

- 1.妊産婦健康診査のための産科医療機関の受診
- 2.出産に伴う入院または退院
- 3.町が実施する乳幼児健康診査の受診
- 4.助成対象者の体調不良による医療機関の受診
- 5.助成対象者が養育する未就学児の体調不良による医療機関の受診

## 助成金額及び回数

- ・タクシー運賃の2分の1に相当する額、**1回につき5,000円**を上限に助成  
(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- ・タクシーの乗車36回分を限度とします。
- ※令和6年4月1日以降に利用したものに限り。

## 申請期限

- ・母子手帳記載の子が1歳3か月に達する日まで

## 申請に必要な書類

- ・母子手帳の写し
- ・タクシーを利用した日およびタクシー運賃等の支払いが確認できるもの
- ・健康診査の受診日や通院日が確認できる書類の写し



### 【問い合わせ先】

多古町保健福祉センター 健康づくり係  
〒289-2241 多古町多古2848  
TEL : 0479-76-3185